



No. 35

2005 年 9 月 30 日

編集責任者 山田 康平

発行所 東京都千代田区神田
駿河台 1-1

明治大学社会科学研究所

このたび、「社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」を改正しましたのでお知らせします。

1. 社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、研究所規程(以下「規程」という。)第4条第1号乃至第3号までに定める個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(研究種目)

第2条 個人研究とは、特定の研究課題について、社会科学研究所(以下「本研究所」という)の所員が単独で実施する研究をいい、研究期間は継続して2年とする。

2 共同研究とは、共通の研究課題について、本研究所の所員(以下「所員」という。)が2名以

上5名以内で共同して実施する研究をいい、研究期間は継続して2年とする。

3 総合研究とは、複数の専門分野の総合により、その研究分野に新しい知見を加え、研究水準の向上に寄与する研究で、2学科以上にわたる複数の所員をもって構成する共同の研究をいい、研究期間は継続して3年とする。

② 総合研究の研究員の構成が1学科の所員によるものであっても、総合研究の趣旨に沿う場合は、社会科学研究所運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て認められることがある。

社会科学研究所個人研究、共同研究及び 総合研究の取り扱いに関する内規……………	1
総合研究を始めるにあたって……………	6
総合研究を終えて……………	7
『証拠の森』を刊行して…………… 山田道郎	9
『現代会計制度の構図』を刊行して …………… 野中郁江	10

『汪精衛と蔣汪合作政権』を刊行して …………… 土屋光芳	11
『戦後日本農村の社会変動』を刊行して …………… 大内雅利	12
『テクノ・グローカリゼーション』 を刊行して…………… 藤江昌嗣	13
『危機管理と行政』を刊行して…………… 中邨 章	14
新所員の紹介 ……………	15

- ③ 総合研究の研究員の構成は、所員3名以上、又は所員2名以上に人文科学研究所員若しくは科学技術研究所員を加えて3名以上とする。
- ④ 総合研究の遂行上、本学に共同研究者を得たい場合は、運営委員会の議を経て、客員研究所員を研究担当者として認めることがある。但し、客員研究所員は、構成員の半数を超えないものとする。
- ⑤ 総合研究には、所員1名を研究代表者として置かなければならない。研究代表者は、当該総合研究を総括する。
- ⑥ 役職等のため、責任担当時間を軽減されている者は、研究代表者となることができない。
- (募集)

第3条 研究所長は、運営委員会の議を経て、個人研究、共同研究及び総合研究を募集しなければならない。

(申請)

第4条 研究の実施を希望する所員は、運営委員会が定めた募集要項により、個人研究、共同研究及び総合研究を所定の申請書により申請しなければならない。

- 2 所員は、個人研究、共同研究及び総合研究に重複して申請することはできない。
- 3 研究遂行のため、海外調査出張を行う場合は、予め申請書に記載しなければならない。
- 4 前項の海外調査出張の旅費等の取り扱いについては、別に定める。

(研究員資格の制限)

第5条 所員は、個人研究、共同研究又は総合研究の複数の研究員となることはできない。

- 2 私立大学学術研究高度化推進事業（大型研究）の研究員は、個人研究、共同研究又は総合研究の研究員となることはできない。但し、既に個人研究の研究員となっている場合には、この限りではない。
- 3 長期在外研究に従事する者は、当該の在外研究期間中は、規程第13条に定める研究員とな

ることができない。

(交替の禁止)

第6条 研究員(客員研究所員を含む)は、当該研究期間中交替することはできない。但し、運営委員会が特に交替を認めた場合には、この限りではない。

(審査)

第7条 個人研究の審査は、これを運営委員会が行う。

2 共同研究及び総合研究の審査は、研究所長及び研究所長が指名する本研究所運営委員若干名の審査委員をもって組織する審査委員会(以下「審査委員会」という。)が、これを行う。

3 当該総合研究に直接利害関係を有する審査委員は、その審査に加わることができない。

4 審査委員会は、研究代表者又は研究代表者が指名する者の出席を求め、研究の目的、実施計画等について聴取する。

(採否)

第8条 運営委員会は、個人研究の採否を決定する。

- 2 共同研究及び総合研究については、運営委員会が審査委員会の審査結果を審議し、採否を決定する。
- 3 研究所長は、採否の結果について、個人研究、共同研究及び総合研究を申請した所員に文書で通知する。

(研究費の助成)

第9条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の採用を決定した課題について、別に定める助成基準により、助成額を決定する。

(実施計画)

第11条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員(以下「研究員」という。)は、採択された研究課題について研究所規程第13条第2項に基づき定められた期日までに、研究実施計画書を研究所長に提出しなければならない。

(研究実施状況の報告)

第11条 個人研究、共同研究及び総合研究を実施する研究員は、毎年度末に研究の実施状況を、個人研究は1,000字前後、共同研究及び総合研究は2,000字前後にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

2 個人研究、共同研究及び総合研究の実施状況は、社会科学研究所年報（以下「年報」という。）に掲載する。

（研究成果概要）

第12条 研究員は、研究期間終了後直ちに、研究成果概要を所定の用紙により研究所長に提出しなければならない。

（研究成果の公表）

第13条 研究成果の公表を書籍または学術雑誌等で行う場合は、必ず本研究所研究費助成の研究成果であることを本文中に明記しなければならない。

2 研究成果の発表を口頭発表で行う場合は、必ず本研究所研究費助成の研究成果であることを発表時に表明しなければならない。

（研究成果の提出）

第14条 個人研究の研究成果は、研究終了年の9月末日までに、12,000字以上16,000字以内にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

2 共同研究の研究代表者は、研究終了後1年以内に、共同研究の研究成果を12,000字以上16,000字以内にとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。

3 総合研究の研究代表者は、研究終了後2年以内に、社会科学研究所叢書（以下「叢書」という。）として刊行するために、各研究担当者の研究成果をとりまとめ、研究所長に提出しなければならない。ただし、研究終了後2年を経過しても研究担当者全員の研究成果が提出されない場合は、運営委員会がその事由を聴取して取り扱いを検討する。

4 個人研究、共同研究及び総合研究の研究員は、

定められた提出期限までに研究成果を提出できない場合は、運営委員会に研究成果提出延期願を提出しなければならない。

5 研究成果の提出は、未発表原稿に限るものとする。

（研究成果の評価）

第15条 研究所長は、研究員から提出された研究成果について、評価を行わなければならない。

2 運営委員会が必要と認めた場合は、研究成果の評価について、当該研究分野の専門家の意見を聞くことができる。

3 研究所長は、研究員から提出された研究成果の評価を、文書で研究員及び研究代表者に通知する。

4 研究所長は、研究成果として相応しくないと評価した場合、研究員に対して、改めて研究成果の再提出を求めることができる。

5 研究成果の再提出を求められた研究員は、運営委員会が定めた期間内に、研究成果を研究所長に提出しなければならない。

（研究成果の発表）

第16条 研究員は、評価を受けて研究成果として認められた研究成果を発表しなければならない。

2 個人研究及び共同研究の研究成果は、これを社会科学研究所紀要（以下「紀要」という。）に掲載する。ただし、個人研究の研究成果については、予め運営委員会の承認を得て、学会誌及びそれに準ずるものに発表する論文で代えることができるものとする。

3 総合研究の研究成果は、これを叢書として刊行する。

4 個人研究、共同研究及び総合研究の研究成果の全部あるいは一部は、特別の事情がない限り本研究所のホームページで公開するものとする。

（研究成果の活用）

第17条 研究員は、研究成果を講演会、シンポジウムの開催、又は教育・研究に積極的に活用しなければならない。

2 本研究所は、年報、紀要及び叢書を図書館の閲覧に供するものとする。

(成果未提出の取り扱い)

第18条 運営委員会は、個人研究、共同研究及び総合研究の成果提出期限を経過しても、成果が提出されない場合は、その事由を聴取して取り扱いを検討する。

(研究費の返還)

第19条 研究所長は、運営委員会の議を経て、研究費の返還を請求することができる。

2 研究開始後、研究を辞退した研究員は、原則として研究費を返還しなければならない。

(内規の改廃)

第20条 この内規の改廃は、運営委員会の議決によらなければならない。

附 則

1 この内規は、2005年4月1日から施行する。

2 「社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規」(昭和61年12月15日施行)は、廃止する。ただし、この内規の施行時に採択されている研究及び継続中の研究については、適用するものとする。

附 則

この内規は、2005年6月24日から施行する。

2. 社会科学研究所個人研究、共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規

第14条第4項に係わる取り扱い要領

運営委員会は、研究成果未提出者・班に関する取り扱いについて、以下の手順で対応するものとする。

1 個人研究、共同研究及び総合研究の研究員・班は、定められた提出期限までに研究成果を提出できない場合は、運営委員会に研究成果提出延期願を提出しなければならない。

2 運営委員会は、研究成果提出延期願を提出した個人研究、共同研究及び総合研究の研究員・班に対し、3ヵ月間の猶予期間を与え、文書により再度研究成果の提出を求める。

3 猶予期間終了時においても研究成果が提出されないときには、研究所長及び研究所長が指名する若干名の運営委員が、その事由を聴取する。

4 事情聴取の結果

(1) 研究成果が提出されない事由が正当と認められる場合には、運営委員会が改めて提出期限を定める。

なお、改めて定めた提出期限内に、研究成果が提出されない場合は、速やかに運営委員会への出席を要請し、遅延理由の説明を求めるとともに、「社研ニュース」で公表する旨を警告する。

(2) 研究成果が提出されない事由が正当と認められない場合には、速やかに運営委員会への出席を要請し、遅延理由の説明を求めるとともに、「社研ニュース」で公表する旨を警告する。

付 則

この要領は、2005年4月1日から適用する。

なお、現在の研究成果未提出者・班に対しても遡及して適用する。

3．社会科学研究所個人研究，共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規 第16条第2項に係わる取り扱い要領

個人研究の研究成果は，社会科学研究所紀要（以下「紀要」という。）に発表することを原則とする。

但し，紀要に発表する前に，学会誌及びそれに準ずるもの（以下「掲載誌」という。）に発表を希望する研究員は，予め運営委員会に届け出て承認された場合に限り，掲載論文を個人研究の研究成果に代えることができるものとし，以下のように取り扱うものとする。

- 1．掲載誌に発表を希望する研究員は，研究終了年の5月末日までに所定の願書及び論文要旨（2000字前後）を提出し，承認を得るものとする。
- 2．運営委員会は，その掲載誌が「学会誌及びそれに準ずるもの」に該当するか否かを判断する。
- 3．掲載誌への発表は，当該個人研究終了日から1年以内とし，投稿の採択，不採択の結果について速やかに運営委員会に報告する。

4．投稿が採択された場合は，論文要旨を紀要に掲載し，掲載誌を運営委員会に提出する。

但し，投稿が採択されない場合は，修正の上，個人研究の研究成果として紀要に掲載する。

- 5．論文の字数は紀要に準ずる（12,000字～14,000字）ものとする。
- 6．掲載論文には「明治大学社会科学研究所個人研究の研究成果である」こと，及び紀要掲載の論文要旨に掲載誌名を明記する。

附 則

この要領は，1995年度個人研究終了者から適用する。

この要領は，2001年度個人研究終了者から適用する。

この要領は，2004年度個人研究終了者から適用する。

4．社会科学研究所個人研究，共同研究及び総合研究の取り扱いに関する内規 第16条第3項に係わる取り扱い要領

総合研究の成果が期限（研究終了後2年以内）を経過しても提出されなかった場合，運営委員会がその事由を聴取して，次のように取り扱うことができるものとする。

- 1．研究担当者が分担した部分の成果が，研究代表者に提出されている場合は，その提出者は研究終了後4年を経過した時点で，個人研究に限り新たに提出できるものとする。
- 2．研究代表者には前項を適用しない。

附 則

この要領は，1995年度個人研究終了者から適用する。

この要領は，2004年度総合研究終了者から適用する。

総合研究「行動経済学の理論と実証」 を始めるにあたって

研究代表者 商学部教授 千 田 亮 吉

2003年のノーベル経済学賞は、ダニエル・カーネマンに授与された。カーネマンは、経済学に心理学の視点を持ち込み、行動経済学という分野を切り開いた。経済学に登場する人間像はホモエコノミクスと呼ばれ、経済合理性のみに基づき行動すると仮定される。しかし、個票データを解析すると、経済合理性の仮定だけでは現実の現象をうまく説明できない場合が多い。経済学が現実の経済行動を説明し、有効な政策提言を行うためには、経済合理性以外の要因も取り込み、想定する人間像をより現実の人間像に近づける必要がある。そのためには、人間がもつ心理的な要因を取り込むことが必要である。人間の心理的な要因とは、具体的には、人間の情報認識能力や情報処理能力の不完全性、自尊心、アイデンティティ、羨望などの感情的な側面、損失回避や他者への同調の性向などである。

経済合理性以外に人間の心理的な要因を取り込み、従来の経済学よりも幅広い視点で、経済現象を考えていこうという行動経済学のアプローチは、日本において紹介されたばかりである。このような状況の中、本研究は、家計や企業にアンケート調査を行い、調査から得られたデータを解析することによって、経済合理性と心理的要因が経済行動といかなる関係にあるかを定量的に明らかにし、現実の経済行動の説明力向上や有効な政策の提言に寄与することを目指すものである。

通常の経済学では、人間は経済合理性に基づいて行動すると仮定するが、この研究では、経済合

理性以外の心理的要因も人間の行動に影響すると考える。人間の心理的な要因のうち、どの要因がさまざまな経済行動にどの程度影響するかは、調査してみなければわからない。そこで、この研究では、統計解析に耐えうる程度のサンプルを集めるために、家計と企業に対して大規模な調査を実施する。

人間の心理的な側面を取り入れた行動経済学の理論研究、調査や実験に基づく実証研究は、海外で数多くなされているため、本研究では、それらの先行研究を参考にできる。4月から月に1回のペースで研究会を開催しており、順調に先行研究のサーベイは進みつつある。この研究の生命線は調査にあるが、その調査では、海外の調査と類似の質問項目を入れ、その結果の国際比較、海外の先行研究にない質問項目を入れたオリジナルな研究などを実施する予定である。

本調査から個票データが得られるが、このデータからサンプルに関する豊富な情報が利用可能である。それゆえ、多様な研究成果が得られる見通しである。得られた研究成果に関しては、各テーマで論文としてまとめ、完成し次第、学会での報告、査読付き専門誌への投稿を行う予定である。もちろん、最終的にはそれらの論文を1冊の本にまとめ、社会科学研究所叢書として刊行する。

総合研究「サービス・マーケティングの総合的研究」を終えて

研究代表者 商学部教授 高橋 昭 夫

われわれは、財からサービスへと現代のマーケティングの客体が、移行するとともに、その客体を生活の質(QOL: Quality of Life)という観点からの評価することが求められるようになってきているという共通認識の下に研究を進めてきた。QOL を包括的に把握し、よりよい意思決定へと結び付けていくためには次のような問題点が存在することが明らかになった。

- ① QOLという概念は非常に多様な学問的背景を有しているという点、
 - ② QOL はその言葉の通りある種の「質」を表しており、その意味では測定になじまない部分があるという点、
 - ③ QOL の捉え方や評価はライフ・サイクルの段階や人口統計学的特性の違いによって異なった性格を有しているという点、
 - ④ QOL リサーチでは各生活領域に特化した形でのリサーチがかなり進展しているという点、
 - ⑤ QOL に影響を与えるさまざまな外部要因が存在しており、またそれらの外部要因が QOL へ与える影響も多彩であるという点、である。
- このような問題点を踏まえつつ、以下のような

分担で研究を進めてきた。まず、福田は、QOL マーケティングの研究の基礎となる QOL リサーチの尺度や測度に関する理論的研究を担当した。Buckley と高橋は、QOL について定性的なアプローチを試みている。具体的には、デルファイ法を用いて、日米2つの都市における QOL の共通点と相違点について理論的および実証的な研究を行っている。理論的研究については、学会報告

(Buckley, Patrick H. and Takahashi, Akio, *Quality of Life : Foresight in Mid-Sized Areas - Delphi Case Study in Japan and USA*. Presented at the 51st Annual North American Meetings of the Regional Science Association International, Seattle, WA November 11-13, 2004) を行った。現在は、そのプリテストとして、日米の大学生を対象として、QOL の実証的調査を行い、その結果を検討し、調査方法の精緻化を行っているところである。他方、QOL についての定量的アプローチとして、高橋は職務満足と生活満足に関する実証的研究 (N=492) を行った。澤内は、特定領域の QOL 研究として、消費者の QOL を増進する小売業について理論的研究を担当した。藤井は、特定領域の QOL 研究として、QOL と交通に関する理論的研究を行った。2005年度から在外研究を行うために、その成果の一部はすでに社会科学研究所紀要で報告している。また、QOL に関する先行研究を整理するために、M・ジョゼフ・サージ著『QOL リサーチ・ハンドブック』の翻訳を行い、2005年7月に出版した。

今後、これらの研究成果をそれぞれが所属する学会で研究報告（たとえば、9月に日本経営診断学会全国大会の統一論題において、『生活の質の診断は可能か』というテーマでの研究報告を予定している）を行い、研究成果を総合的に検討し、研究報告書として執筆する作業を行う予定である。

総合研究「コーポレート・ガバナンスの国際比較研究 — 商学的アプローチ —」を終えて

研究代表者 商学部助教授 河 邑 裕美子

2002年度から3年に渡る総合研究「コーポレート・ガバナンスの国際比較研究 — 商学的アプローチ —」が終了した。本研究においては、コーポレート・ガバナンスに関して、機関投資家、取締役会、社外取締役会、コンプライアス、モラル・ハザード、アカウンタビリティの履行、ストック・オプション、情報開示などの側面から多面的研究を行ってきた。

わが国においては、近年特に CSR（企業の社会的責任）を含めた広義のコーポレート・ガバナンスが注目されている。JR 西日本の事故やカネボウの粉飾決算などわが国を代表する企業の不祥事が相次ぎ、また株式市場においては敵対的買収が現実に行われるようになった今日、企業は株主価値向上を唯一の目的としてよいのか、ということが問われている。アメリカでは、2001年のエンロンの倒産以降、「行過ぎた」株主価値極大化経営が反省され、CSR が重要視されるようになってきた。英国においては、プレストスパーの海洋投棄を巡る企業と環境 NGO との対立を契機として CSR に関心が高まっている。経営者は、株主のためだけに利益を上げるのではなく、多様な利害関係者の利益を考慮することが求められているとするものである。2004年に改定された OECD コーポレート・ガバナンス原則においても、こうした側面が強化されている。

資本市場からも企業の収益性だけではなく、CSR を評価し投資をしていく SRI（社会的責任投資）が拡大している。欧州では CSR や機関投

資家の SRI の分野に政府が介入し、その規格化や法制化が進展しているのに対して、米国や日本においては企業や機関投資家の自発的 CSR および SRI が推進されている。自発的 CSR と SRI の相互作用を通じて持続可能な社会を構築していくことが望ましいとされる。日本における SRI 資産残高は米国にくらべてはるかに少ないが、近年機関投資家による SRI 運用も始まり、関心も高まってきていることが確認された。

CSR や SRI に対する認識が高まってきている環境のもとで、制度は変革を求められ、企業のリスクマネジメントもこれに対応する形で進展してきている。コーポレート・ガバナンス改革と会計制度というアプローチからの研究は、コーポレート・ガバナンス改革を会計制度が支えるのかという問題意識に基づき、経営者報酬の開示について具体的検討を行った。リスクマネジメントの観点からは、複雑な環境のもとでの経営者のモラル・ハザードに加えて、経営判断上の「善意」の誤りもジャッジメント・ハザードとしてコーポレート・ガバナンスの要素として検討した。

本研究においては、専門が異なる研究者が、商学という総合的なアプローチでコーポレート・ガバナンスについて考察することができた。企業を取り巻く環境が複雑化している今日、企業に関わる様々な主体や市場、制度というアプローチからのコーポレート・ガバナンス研究は非常に有意義であった。

『証拠の森—刑事証拠法研究—』を刊行して

法学部教授 山田 道郎

私は、2004年12月1日に、同書を明治大学社会科学研究所叢書の一冊として成文堂から刊行させていただきました。社研運営委員の先生方や事務職員の方々には並々ならぬご配慮やご尽力を賜り、心から感謝しています。

ところで、同書に掲載された論文は、明治大学法律研究所から刊行されている「法律論叢」誌上に発表されたものがほとんどで、その他、古稀祝賀論集に掲載された論文2編と書き下ろし1編からなっています。これらの論文については、発表のたびに刑法学会所属の先生方に個別的に抜き刷りを送ってきましたが、どうしても大きなテーマごとにまとめて論文集として刊行する機会がないと、学会の先生方に系統立てて読んでいただくことが困難となります。また、著者である私としましても、系統立てて読んでいただいたほうが自分の見解がわかってもらいやすいという利点があります。特に私の論文は、その多くが従来の通説・判例に対する批判的検討という観点から書かれておりますので、一貫した姿勢が学会により鮮明な

形でアピールすることができます。

このような意味で、刑事証拠法における主要テーマである「伝聞法則」、「自白法則」および「証拠調べ手続」に関する、最近書いた全9編の論文からなる論文集『証拠の森』を社研から刊行していただいたことは、大変意義のあることだと考えます。

この機会に自分が書いた論文のことを思い起こしてみると、私は論文のテーマの発見・選択について大変幸運だったと思います。ドイツ刑法研究に没頭していた私が、まったくの偶然の事情からアメリカ刑事訴訟法研究に方向転回した当時、漠然と刑事証拠法の文献を読み漁っていて見つけたのが、その後、長い間研究対象とし、自説を打ち立てることになった「証人審問権」だったのです。その意味で、このテーマに関する自説の集大成ともいえる「証人審問権と伝聞法則」は、個人的にも大変思いのこもった論文なのです。その他の論文も、きっかけは執筆依頼等にあるとしても、通説・判例に対する疑問から始まって、それをときには外国の文献を渉猟して、考え抜き、新たな解決の可能性を追求した結果なのです。今後は、これで満足することなく、刑事訴訟法分野に属するすべての問題を検討し直すのが、自分で自分に課している課題です。



『現代会計制度の構図』 を刊行して

商学部教授 野中郁江

この1月に社会科学研究所叢書として、『現代会計制度の構図』（大月書店）を刊行することが出来ました。本書は、1993年以降に発表した10本の論文と今回執筆した2つの章を加えて再構成したものです。テーマは多岐にわたっていますが、いずれも現代の会計・監査制度のあり方について取り扱ったものです。全体を通じて、現代の会計制度がどのような環境の変化や歴史的な経緯のなかにあるかを示そうと意図しており、このような意味を込めて「構図」という書名にした次第です。

思えば、今までいくつかの論文を書いてきました。とはいえ私にかぎっていえば単著をまとめようという機会というか、きっかけは、なかなかありませんでした。それは私の研究スタイルが、「問題意識が外からやってくるタイプ」だからであると自分では考え、納得してきました。以下、少しこの「問題意識が外からやってくるタイプ」の意味から説明いたします。

院生のころに、物理学の田中一という先生が「研究者には二つのタイプがある。ひとつはその時代の問題意識、論争から研究テーマを発見して展開するタイプ、もう一つは基礎から積み上げていくタイプである」というようなことを『日本の科学者』という雑誌に書かれていたことを思い出します。この雑誌は若手研究者をどう育てるかをよくテーマとして取り上げており、私も当時は若手研究者でした。この指摘を読んで以来、勝手に自分は前者のタイプと決めつけて、今日にいたりました。まず関心をもってしまう問題が先にあり、それなりの答えを得ようとして、その時その時に

論文を書いて、それなりの答えが得られればよいわけです。

このような意味において、私の場合は、自分の論文をまとめようという内発的なエネルギーはどこにも見つからなかったのです。しかしよく考えてみれば、一つ目のタイプの研究者だれでもが研究成果をまとめないわけではないのですから、なんとも自分勝手な納得の仕方であったということになります。

このような怠け者の私が、とにかく単著に挑戦するという決意をしたのは、院生を教える機会を得て、論文指導をするようになったことです。「親の背中をみせる」ではありませんが、あまり立派な背中ではなくともなんとかしなくてはというところでしょう。

本書を出版するにあたり、研究助成をうけることができたことは大変ありがたいことでした。多くの読者を得られるという性格の書物ではなかったからです。また締め切りが限られていることも無事に終わってみれば、有難い点です。この出版を励みとして、再度、出版助成に挑戦できればと思っております。内発的エネルギーをどのように作りだすかが課題ですし、それを支える体力も課題でしょう。

それにつけましても、社会科学研究所の関係の皆様方に感謝するところ甚だ大であります。この場を借りまして、改めて御礼申し上げる次第です。

『汪精衛と蔣汪合作政権』 を刊行して

政治経済学部教授 土屋 光 芳

この度、前著『汪精衛と民主化の企て』（2000年）に引き続き社会科学研究所叢書の一冊として拙著『汪精衛と蔣汪合作政権』を刊行していただき、まず最初に社会学研究所の山田庫平所長を始め社会科学研究所運営委員の諸先生方に感謝申し上げます。

前著『汪精衛と民主化の企て』では、汪精衛が辛亥革命前に孫文の革命運動に参加し「滅満興漢」のイデオログとして活躍した時代から1920年代後半、国民政府における蒋介石の権力集中化に反対し「民主化」を求めて戦った1930年頃までを考察の対象にしました。一言でいえば、汪精衛は中国の民主政治実現を一貫して追求し、蒋介石政権に対しても「約法（暫定憲法）」を制定して人民の権利を保障して「法治」を実現し、「党治」の民主化を要求したが、蒋介石の軍事力の前に敗退を余儀なくされたというものです。

今回の『汪精衛と蔣汪合作政権』は「民主化の企て」が失敗した後、汪精衛が1932年に蔣汪合作政権を樹立し継続したのは何故かについて考察を試みました。それ以前の1925年から1926年3月まで実現した第1回目の蔣汪合作政権と比較してみました。第1回目の蔣汪合作が国共合作を背景として国民政府主席兼軍事委員会主席の汪精衛と第1軍軍長の蒋介石との信頼関係に基づいてなされたのですが、北伐の実施をめぐる不信感と猜疑心を増した蒋介石がクーデタに訴えて崩壊し、汪精衛が追放されます。

2回目の蔣汪合作は1931年9月の満州事変をきっかけとして蒋介石が対日不抵抗の責任を取って

南京国民政府主席を辞任したあと、蒋介石が汪精衛の政府改革要求を受け入れ国内統一（共産党討伐）に専心する一方、汪精衛も行政院長（兼外交部長）として政治外交の責任を負う合作政権が実現します。今回の蔣汪合作は二人の信頼関係というよりも、対日政策という特定イシューについて協力するという特徴がありました。

1932年1月に上海事件が起きたとき、汪精衛は行政院長として5月停戦協定を締結して日本軍撤退に成功し、この経験をふまえて「一面抵抗・一面交渉」という対日政策を作成します。実際、これを満州事変の收拾に適用しますが、汪精衛は張学良の対日「不抵抗」に直面、国民政府では何の実権も持たないことに失望します。いったん離職した後、1933年5月、日本軍との塘沽停戦協定が締結されたとき、直接交渉の担当者黄郛に汪精衛は積極的に協力し行政院長にも復帰します。その後、日本の外交担当者を相手に対日関係改善に乗り出し「満州国」との事実上の通車、通郵、通航等の回復に成功します。しかし、その結果、得たものは「漢奸」の汚名だけであり、かえって日本軍による華北進出を活発化させてしまいます。この時、蒋介石は自ら対日外交に乗り出し「全面的和平」を日本に提案しますが、1935年、梅津・何応欽協定と土肥原・秦徳純協定で対日宥和政策の失敗が明白になります。同年11月国民党6中全会の記念撮影で汪精衛は銃弾を受けて行政院長を辞任し、蒋介石の対日政策失敗の責任を代わりに引き受けることになります。

このように汪精衛の「一面抵抗・一面交渉」には固有の欠陥があり、文人の汪精衛に抵抗の手段がなく交渉するだけという「宥和政策」であり、そうした損な役を引き受けた汪の处世感是中国史の文人政治家に通じるものと結論付けました。

『戦後日本農村の社会変動』 を刊行して

農学部教授 大内 雅 利

本書では題名が示すおり「戦後日本農村の社会変動」を検討した。社会変動の内容としては、「イエから個人へ」と「ムラから世界へ」という正反対の方向を主張した。日本の農村社会学の基本にはイエムラ理論があるが、これは日本農村の基本的な社会単位はイエとムラであり、ムラはイエを構成要素とする、あるいはイエが集合してムラをつくる、というものである。イエムラ理論はイエとムラの役割を強調し、それなりに現実を反映したものであった。しかしそろそろ風通しをよくしたい、という気分があった。そこで、変動を一方では「イエから個人へ」というように、イエを個人にバラし、他方で「ムラから世界へ」として、ムラを都市との関係で、また世界システムのなかにおいて考えようとした。農業や農村の新しい役割を言っても、イエムラに手を加えなければ、何も変わらないような気がしていたからである。『戦後日本農村の社会変動』の主旨は以上であるが、ここでは別の話を書いてみたい。

本書は、50歳代後半の著者にとって初めての単著である。それも3年前に提出した博士論文を本にしたものである。以前の日本であれば、文系の学位は功なった学者がそれまでの業績に対して与えられるものであった。ところが理系では大学院を修了し、本格的な研究者生活に出て行く際のパスポートであり、大学で教育研究をするための必須の肩書きである。文系では最後に、理系では最初にという時期の違いは、学位の意味の違いでもある。

私は、6年前に明治大学農学部農業経済学科に職を得たが、そこは理系のなかの文系で、理系と

いう枠組みが教育や研究の根幹をなしていた。そのため、文学部社会学科を卒業した私は、理系のよさを知るとともに、戸惑うことも多かった。その一つが学位であった。理系では学位がないと一人前に扱ってくれない。

そこで私もなかばプレッシャーを感じながら、改めて博士論文に取り組むことになった。論文指導を受けた先生からは、ストーリーを作るようにと言われた。あちこちに発表した材料はあったが、もともと博士論文を目指して書いていたわけではなかった。ストーリーをあらかじめ構成し、一つずつ潰していくというような一貫した方針はなかった。

しかしストーリーを作るという作業は苦しくはあったが、いい経験であった。本書を構成した既存の論文は、その時々、あちこち、さまざまな現象を、異なるテーマで取り扱ったものであった。それは日本農村の断面の単なる集積に過ぎなかった。そこに筋道をつけ、秩序化を図るためには、より大きな枠組みが必要となる。大きな枠組みのなかに、多種多様な断面を配置しなければならないからである。

このようにして現れた日本農村の姿は、一定の変動の方向を示しているように思われた。同時に、イエムラに手を加えなければという、漠然とした希望に形を与えることにもなった。

私にとって博士論文の意味はここにあった。これまでのチマチマした研究を見直し、より広い視野を構想するよう要求されたからである。私の研究を一つ上に押し上げもした。また研究に区切りをつけてもくれた。そのうえ、今後をどうするかという新たな課題も背負った。

しかしいづれにせよ、ここでは明治大学社会科学研究所叢書として刊行できたことを、素直に感謝したい。

『テクノ・グローカリゼーション—技術戦略・地域産業集積・地方電子政府化の位相—』

を刊行して

経営学部教授 藤江昌嗣

本書は、本学経営学部で研究生活を共有した橋本和美、佐野正博、郝燕書、藤江昌嗣による総合研究「高度情報化社会における技術の現代的位相」の成果を刊行したものである。研究の目的は、高度情報化社会の現在のあり様—現代的位相を多様な相、すなわち多相として捉えようというものであった。実際、1990年代末からのグローカリゼーションの動きを情報・制御技術を中心に検討しつつ IT 革命の明暗を的確に捉えるとともに、IBM の技術戦略にみる産業化される技術の準先端性の発見、さらには中国華南地域での地域産業集積に果たした電子情報産業の役割の確認、アメリカ地方電子政府化の動きの確認などを通じて、高度情報化社会の多様な現代的位相を析出した。

しかしながら、研究を進めるにつれ、我々はこの多相を捉えるには新たな言葉を発見することが必要であることにも気付いた。これが、本書において、我々が提起した情報・制御技術が主導するグローカリゼーションすなわち“テクノ・グローカリゼーション”である。テクノ・グローカリゼーションはテクノロジーとグローカリゼーションの合成用語であり、グローカリゼーションは従来であれば大規模企業の多国籍化すなわち多国籍企業の誕生を意味していたが、IT 化の進展は大企業のみならずスモールサイズもしくはミディアムサイズの企業さらには個人でさえも国境を越えたビジネスに参加することを可能にしている。

IT 化の進展によりグローバリゼーションの担い手も多様化したのであり、ここにはグローバリゼーションと切り離し難いローカリゼーションの進行も感知することができる。

また、ローカリゼーションも、特定の国や地域の産業発展に注目するケースに加え、「地方分権」・「市民参加」・「市民協働」などに示されているように、その内容を豊富化させてきている。地域での行政活動や協働事業、広報活動や意見交換、ネットワーク作りとその活用を果たすインフォメーションテクノロジーIT の役割は大きい。ローカリゼーションも“テクノ・グローカリゼーション”により、その可能性を引き出されてきており、コミュニティ活動の最小単位というボーダーを残しつつ、その活動はグローバルなレベルまで展開可能となっているのである。

ただし、我々はテクノ・グローカリゼーションを技術主導の単純なトレンドとして捉えていない。インフォメーションテクノロジーIT を用い、活用する主体である人間がテクノ・グローカリゼーションの未来を決めていくのであり、そのための複合的な研究が残された課題である。

(著者を代表して)

『危機管理と行政—グローバル化社会への対応—』を刊行して

政治経済学部教授 中 邨 章

2000年4月、明治大学社会科学研究所から「不測事態に対応する行政の施策」とテーマにした3カ年の総合研究が認められた。共同研究はわたくしを責任者とし、市川宏雄（政経学部）と下川環（法学部）の両氏、それに学外から中村昭雄氏（大東文化大法学部）を招いた布陣でスタートを切った。また、外国からアラン・ヘドレー教授（カナダ・ビクトリア大学）とダン・カリスタ教授（ニューヨーク・マリスト大学）のお二人を研究協力者をお願いした。

研究は、阪神・淡路大震災を照準にし、その復旧に関わった人びとにインタビューするという作業から開始した。兵庫県では、震災当時、貝原知事の秘書部長でその後、日本で最初の危機管理監になられた斉藤富雄・現副知事に面接する機会があたえられた。また、当時、消防庁次長で神戸沖に碇泊した自衛艦に泊まり復旧の指揮にあたった黒沢宥氏からも貴重な体験をヒアリングすることができた。それらに加え、沖縄県からの依頼によって、同県の危機管理の現状や問題点を考察するチャンスにも恵まれた。

それらの国内での作業にあわせ、この研究では、アメリカの危機管理にも目を向けることにした。2000年夏にはオリンピックの開催を控えたユタ州ソルトレイク市を訪ね、危機管理の準備状況を調査した。また、2002年3月には未曾有のテロ事件を経験したニューヨーク市役所に事件後の復旧について聞き取り調査を行った。なお、ニューヨークの州政府や市の対応策に関しては、研究協力者のカリスタ教授が2001年11月に来日し、この研究

に携わっているメンバーと意見の交換を行っている。

今回、刊行することになった『危機管理と行政—グローバル化社会への対応』は、以上のようなさまざまな研究の成果をとりまとめたものである。日本において危機管理は、これまで災害や事故の事前予防に力点をおき、土木工学や都市工学を中心に研究が進められてきた。そうした従来の傾向に対して、ここに刊行した成果はなによりも、行政に照準を合わせている。その上、ハードではなく、行政の組織や権限、それに財源などソフト面に着目している。

『危機管理と行政』は、全部で7章から構成される。それぞれが、自治体レベルの危機管理を対象としているが、1, 3, 4の各章は危機に際してのリーダーシップの問題をはじめ、意志決定の方法、それに住民対応などの課題に格段のスペースを割いている。2章は危機と法律との関係を問題にし、5章は民間企業のリスクマネジメントについての考察である。最後の2章は、ヘドレー教授のグローバル化時代の危機と、カリスタ教授の国家安全保障省に関する論考を翻訳、収載したものである。

この総合研究を進めている途次に、さまざまなことがあった。一つは、「行政の危機管理」をテーマに、文部科学省のオープン・リサーチ・センター整備事業に研究プロジェクトを応募したところ、採択されることになった。現在研究は、フル稼働の途次にある。本書につづく続編を2006年3月を目途に刊行の予定をしている。

研究の開始から、本書を刊行するまでの長い期間にわたって、明治大学社会科学研究所の関係者の皆さんに多大の援助を受けた。総合研究のメンバーを代表して、改めて深謝したいと思う。

新 所 員 の 紹 介

◆**笹川紀勝**（ささがわ・のりかつ） 法学部教授
65年北海道大法学部卒業 67年同大学院修士課程修了 法学博士 国際基督教大教養学部教授
〈憲法〉

◆**村山眞維**（むらやま・まさゆき） 法学部教授
73年東京大法学部卒業 81年同大学院博士課程単位修得退学 法社会学博士 千葉大法経学部教授
〈法律リテラシー〉

◆**水田周平**（みずた・しゅうへい） 法学部講師
91年東京大経済学部卒業 02年上智大大学院博士前期課程修了 外務省人権人道課調査員
〈国際法〉

◆**加藤久和**（かとう・ひさかず）
政治経済学部助教授
81年慶應義塾大経済学部卒業 88年筑波大大学院修士課程修了 経済学博士 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第一室長
〈社会保障論〉

◆**川嶋周一**（かわしま・しゅういち）
政治経済学部講師
97年北海道大法学部卒業 03年同大学院博士課程単位修得退学 法学博士 独立行政法人日本学術振興会特別研究員
〈外交史〉

◆**大江徹男**（おおえ・てつお） 農学部助教授
86年京都大経済学部卒業 95年同大学院博士後期課程単位修得退学 経済学博士 ㈱農林中金総合研究所主任研究員
〈農業市場論〉

◆**橋口卓也**（はしぐち・たくや） 農学部講師
93年東京大農学部卒業 95年同大学院修士課程修了 農学博士 財農政調査委員会調査研究部研究員
〈農業食料政策論〉

◆**牛丸 元**（うしまる・はじめ） 経営学部教授
85年小樽商科大商学部卒業 89年筑波大大学院修士課程修了 経営学博士 北海学園大経営学部・経営学研究科教授
〈企業論〉

◆**佐藤信彦**（さとう・のぶひこ） 会計研教授
82年明治大商学部卒業 84年同大学院博士前期課程修了 日本大経済学部教授
〈会計基準〉

◆**吉村孝司**（よしむら・こうじ） 会計研教授
84年明治大経営学部卒業 94年同大学院博士後期課程修了 経営学博士 埼玉学園大経営学部教授
〈経営管理〉

◆**長吉眞一**（ながよし・しんいち） 会計研教授
73年明治大商学部卒業 75年同大学院修士課程修了 商学博士 立正大経営学部教授
〈監査基準〉

◆**沼田博幸**（ぬまた・ひろゆき） 会計研教授
72年金沢大文学部卒業 新潟大経済学部教授
〈租税法の原理〉

◆**根本伸一**（ねもと・しんいち） 会計研助教授
87年中央大法学部卒業 89年明治大大学院博士前期課程修了 弘前大文学部助教授
〈会社法〉

◆**椿 久美子**（つばき・くみこ） 法科院教授
85年立教大法学部卒業 94年同大学院博士後期課程単位修得退学 中央学院大法学部教授
〈民法演習〉

◆**菅野和夫**（すがの・かずお） 法科院教授
66年東京大法学部卒業 東京大名誉教授
〈労働法〉

社会科学研究所各種原稿の募集

叢書原稿

- 募集件数 5 編以内
 提出期間 2005 年 9 月 1 日（木）～9 月 21 日（水）
 提出原稿 提出期間内に、完成原稿を提出すること。
 原稿の量 図、表、写真等を含めて 20 万字～26 万字とし、刷り上り 300 頁。

紀要原稿

- 募集編数 第 1 号、第 2 号（各 5 編）
 提出期間 第 1 号 2005 年 5 月 2 日（月）～5 月 20 日（金）
 第 2 号 2005 年 9 月 1 日（木）～9 月 21 日（水）
 提出原稿 提出期間内に、完成原稿を提出すること。
 原稿の量 図、表、写真等を含めて 2 万字～6 万字とする。
 二重投稿 原稿は書き下ろしの完成原稿とし、他誌との二重投稿は認めない。

欧文紀要原稿

- 募集編数 4 編
 提出期間 2005 年 9 月 1 日（木）～9 月 21 日（水）
 提出原稿 提出期間内に、完成原稿を提出すること。
 原稿の量 図、表、写真等を含めて、刷り上がり 30 頁を基準とする。
 二重投稿 原稿は書き下ろしの完成原稿とし、他誌との二重投稿は認めない。

2005 年度(平成 17 年度)科研費補助金申請・採択件数（社研）

研究費目	特別研究促進費	特定領域研究	基礎研究（A）	基礎研究（B）	基礎研究（C）	萌芽研究	若手研究（A）	若手研究（B）	特別研究員奨励費	合計
申請件数	0	0	3 羨	9 羨	26 銭	3 (0)	0	4 羨	0	45 漸
採択件数	0	0	2 羨	2 羨	16 銭	0	0	3 羨	0	23 漸

※（ ）内は、継続で内数。